広報 あみ

人と自然が織りなす，輝くまち

2017
No.676
7
平成29年
6月23日発行

予科練平和記念館内で開催された
写真展『素顔の予科練生』

主な内容

町国際交流協会の平成28年度活動紹介… 2
紹介します!平成29年度の統計調査員さん… 4
平成29年度町職員採用試験案内…… 6
ようこそ！ふれあい地区館へ…… 24
まい·あみ·まつり2017実行委員会からのお知らせ… 26

第50回予科練戦没者慰霊祭開催

5月28日、予科練戦没者慰霊祭（主催：公益財団法人海原会）が予科練平和記念館と連携して開催されました。

式典は、陸上自衛隊武器学校内の雄翔園において行われ、ご遺族·関係者·一般参加の皆さまなど多くの参列者が予科練戦没者の御霊に対して献花を行いました。

町民による町民のための地域国際交流の充実を目指して

町国際交流協会 19年目の歩み

町国際交流協会は設立後十九年目を迎え、姉妹都市・友好都市交流および町内地域交流それぞれに町民の皆さんのご協力を得て、有意義な交流が推進されました。

❶姉妹都市・友好都市間の交流活動

米国スーペリア市との姉妹都市交流では、8月始めにスーペリア市使節団20人（市民6人・学生12人・引率2人）が来町し、暑い夏を経験して頂きました。本交流活動を通して、スーペリア市で保管されていた旧日本兵の遺品が、使節団長より群馬県の遺族に返還され、新聞各紙で報道されました。また竹来中学校との交流を始めとして、霞ケ浦高校での和弓見学、笠間焼体験、茶道、和服着付け、まい・あみ・まつりでの神輿、盆踊り、カントリーダンスの披露など、町民との交流を深めました。

中国柳州市との友好都市交流では、11月下旬に中国柳州市へ10人で訪問しました。柳州市博物館で中国箏・笛・日本舞踊が披露され、過去の写真パネル展も併設されたので、尽きない思い出話で交流が深まりました。ホームビジットをさせて頂いたご家族からは心のこもったもてなしを受けました。

❷地域交流関係

地域在住の外国人との交流の場である「国際親善花見会」では、179人にのぼる大勢の参加でにぎわいました。また、初めて「つくば国際交流フェア」に参加し、町と町国際交流協会のPRに努め、もち米「満月」で作った餅の販売と日本語教室生徒のダンスで盛り上げました。「外国文化に触れよう」では、ホンジュラス出身者を講師にお招きし「ホンジュラスのパインケーキ」作りに挑戦しました。さわやかフェアでは、国際農園の野菜販売が好評で完売しました。世界文化の紹介として「おもてなしの国ウズベキスタン講演会」を行い、夏目漱石の「こころ」をウズベグ語に翻訳したノディラさんによる「心の架け橋」の講演を行いました。そのほか、ウオーキングを2回開催し、3月には初めての試みとして筑波山にバスで行き、梅林周辺の景色を楽しみました。日本語教室では、生徒数増加に伴い、教師育成講座を開催、15人が終了証を受領し、7人の新しい講師が誕生しました。

国際交流協会は今後ともさまざまな国際交流活動を進めていきますので、皆さんのご支援と積極的な参加を引き続きよろしくお願いします。

スーペリア市文化友好訪問団来町（8月4日～10日）

●歓迎式

●霞ケ浦高校での弓道見学

●君原公民館での茶道体験

●まい·あみ·まつりでのカントリーダンス

●神輿でヨイショ

●旧日本兵遺族への遺品返還

町親善訪問団中国柳州市訪問（11月21日～27日）

●歓迎式

●元気な老人大学の皆さん

●第12中学校の美術授業参観

平成 28 年度の活動

4.3 から▶外国人のための日本語教室前期開講（火曜･木曜･日曜クラス）
4.3 ▶国際親善花見会
4.15 ▶理事会
4.23 ▶総会
6.4,5 ▶つくば国際交流フェア
6.11 ▶ウォーキング
7.14 ▶英語通訳研修会
8.4 ～ 8.10 ▶米国スーペリア市使節団受入れ（20 人）
9.18 ▶ホストファミリー報告会
10.4 から▶外国人のための日本語教室後期開講（火曜･木曜･日曜クラス）
10.8 ▶外国文化に触れよう（ホンジュラスのパインケーキ作り）
10.23 ▶さわやかフェア 2016 に参加
10.31 ▶理事会
11.18 ▶協会広報紙「NOW」55 号発行
11.21 ～ 11.27 ▶中国柳州市訪問（10 人）
12.11 から▶日本語講師養成講座
H29.1.15 ▶世界の屋台パーティー
1.31 ▶陶芸家李先生来日
2.12 ▶世界の文化紹介（ウズベキスタン講演会･お菓子紹介）
3.4 ▶ウォーキング
3.23 ▶協会広報紙「NOW」57 号発行

●会員募集●

対　　象　国際交流活動や国際協力に興味･関心がある人なら、どなたでも入会できます。国籍･住所･年齢･性別は問いません
※外国語を話せる必要もありません

会　　費　▼**個人･学生会員**：一口 1,000 円（中学生以下 500 円）
▼**賛助会員**：一口 10,000 円

申込方法　協会に備え付けの申込書に必要事項を記入し、会費を添えて申し込む。申込書は協会ホームページからもダウンロード可
※**協会ホームページ**：http://www.town.ami.lg.jp/aiea/
※**協会メールアドレス**：aiea-ami@atlas.plala.or.jp

町内地域交流

●国際親善花見会
（参加者みんなでダンス）

●つくば国際交流フェア 2016
（町国際交流協会の活動ＰＲ）

●ウォーキング
（スーペリアの森周辺を散策）

●外国文化に触れよう
（パインケーキ作り）

●さわやかフェア
（国際農園の野菜販売）

●日本語教師養成講座
（講師･受講生一同で記念撮影）

●世界の屋台パーティー
（各国の郷土料理紹介）

●著名な陶芸家李先生来日
（先生のご家族とともに）

●世界の文化紹介
（ウズベキスタンのお菓子紹介）

●筑波山ウォーキング
（筑波山や梅林を満喫）

紹介します！　平成 29 年度の 統計調査員さん

平成 29 年度実施予定の主な調査
- ▼工業統計調査（6 月）
- ▼就業構造基本調査（10 月）
- ▼労働力調査（10 月～平成 30 年 2 月）
- ▼住宅・土地統計調査単位区設定（平成 30 年 2 月）

阿見中地区 23 行政区

行政区・氏名（敬称略）

阿見台
藤山　英夫

中郷西
岩月　邦雄

中央西
清水　良祐

中央東
大谷　隆義

西方
湯原　弘

宿
木鉛　章

北
藤田　勝美

西郷
宮本　光雄

一区南
小平　義一

三区下
八月朔日　英雄

三区上
中村　恒雄

鈴木
福島　千臣

中央北
糸賀　忠

中央南
髙橋　新一

中吉原
宮本　喜一

上吉原
飯塚　昭

大砂
山田　昭一

富士団地
小松　俊夫

上郷
飯田　尚史

一区北
村田　和夫

朝日中地区 15 行政区

二区北
佐藤　勝彦

住吉
和泉　勉

福田
吉田　勉

新山
齊藤　孝

下吉原
青山　茂夫

シンワ
鈴木　進

本郷
鈴木　忠

下本郷
下村　茂

上本郷
小見川　正巳

一区
川上　進

二区南
新橋　嗣男

●各種統計調査へのご協力をお願いします

上長 伊坂　浩	下小池 宮本　剛	上小池 大澤　清	寺子 加藤　誠	実穀 中島　佳男	中根 湯原　一茂
青宿 小倉　修	立ノ越 川村　誠	中郷東 山根　峯治	岡崎 野口　守	**竹来中地区** 28 行政区 ←	筑見 田口　敏見
曙東 尾崎　勝男	白鷺団地 石井　一夫	大室 吉田　栄一	霞台 森下　茂生	廻戸 前島　静雄	新町 吉田　俊一
塙 栗山　昭能	石川 糸賀　秀一	大形 有泉　茂	君島 戸之岡　佑一	レイクサイドタウン 阿部　明與	曙南 糸賀　士
下島津 野口　英明	上島津 櫻井　博	飯倉二区 栗原　恒幸	飯倉 林　秀夫	上条 廣瀬　隆	追原 飯田　孝
南平台三丁目 伊藤　正一	南平台二丁目 小林　幹郎	南平台一丁目 高橋　一嘉	竹来 池田　義弘	掛馬 長沼　正男	南島津 大久保　卓幸

平成29年度（平成30年4月1日付採用予定）町職員採用試験案内

平成30年4月1日採用予定の町職員を次のとおり募集します。

■試験区分・採用予定人数

下表①のとおり。

■受験資格

健康状態が正常で、募集区分ごとに次の要件を満たすこと（町外居住者も受験できます）。

●一般事務職

▼**学歴**　高等学校卒業以上の学歴を有する人、または平成30年3月卒業見込の人

▼**年齢**　昭和52年4月2日以降に生まれた人

※町では、行政課題の複雑化・多様化・専門化の進展に適切かつ迅速に対応するため、新規卒業者を募集するとともに、民間企業等の職務経験で培われたコスト意識・経営感覚・高い専門性・柔軟な発想力等を有する人材を求めます（**特に必要としている職務経験の事例**：建築・土木設計、施工管理等）

●保育士

▼保育士の資格を有する人、または平成30年3月までに資格取得見込みの人

▼昭和57年4月2日以降に生まれた人

■欠格事項

次のいずれかに該当する人は受験できません。

▼日本国籍を有しない人

▼成年被後見人または被保佐人

▼禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、またはその執行を受けることがなくなるまでの人

▼本町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない人

▼日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他団体を結成し、またはこれに加入した人

■試験の方法

試験は、1次試験・2次試験および身上調査とし、2次試験は1次試験の合格者に対してのみ行います。身上調査は、受験資格の有無および申込書記載事項の真否について調査します。

試験の内容・期日・場所等は下表②～④のとおり。

■給与

給与は、町職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。例えば、学校卒業直後に採用された場合は下表⑤のとおり。

■受験手続・受付期間

●申込用紙の請求

▼申込用紙は総務課に直接または郵送で請求してください

▼郵送で請求する場合は、封筒の表に『職員採用試験申込用紙請求』と朱書きし、あて先を明記して120円切手を貼った返信用封筒（角型2号）および最終学歴（見込含む）・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を明記した書類を必ず同封してください

▼総務課の窓口で直接請求する場合は、最終学歴（見込含む）・希望職種・氏名・生年月日・住所・電話番号を受付簿に記入していただきます

▼申込用紙は、一人一枚のみの交付とさせていただきます

●申込期間

▼7月3日（月）～8月2日（水）

※土・日・祝日を除く

▼午前8時30分～午後5時15分

▼郵送は8月2日（水）必着

●申込方法

総務課に申込書を1部提出。受験料不要。

■その他

▼受験申込者には受験票を8月中旬ごろに送付します。8月20日（日）を過ぎても受験票が届かない場合、下記にご連絡ください

▼資格取得見込で合格した人で、資格取得ができなかった場合、合格を取り消します

①試験区分・採用予定人数

試験区分	採用予定人数	職務内容
一般事務職	9人程度	一般事務
保育士	3人程度	保育業務

②1次試験

試験方法		択一式および作文の筆記試験。作文は主に文章表現力等についての試験（※）
試験区分・科目	A（大学卒）	公務員として必要な**大学で履修した程度の一般的知識・知能**。社会科学・人文科学・自然科学・判断推理・文章理解（英語を含む）・数的推理・資料解釈
	B（短大・高校卒など）	公務員として必要な**高等学校で履修した程度の一般的知識・知能**。国語・社会・理科・数学・判断推理・文章理解（英語を含む）・数的推理・資料解釈

③2次試験

口述試験	個別面接による主に人物についての試験
実技試験等	保育士：保育に必要なピアノ等の実技試験
身体検査	職務遂行に必要な健康度を有するかの検査

④試験日・試験場および合格者の発表

区　分	1次試験	2次試験
期　日	9月17日（日）	11月上旬ごろ
試験場	茨城大学（水戸市文京2丁目1番1号）	1次試験合格者に通知します
合格者の発表	10月上旬ごろ、本人に通知します。また、町ホームページには合格者の受験番号を掲示します	12月中に、本人に通知します

⑤新卒者給料

初任給（平成29年4月現在）		
高校卒	短大卒	大学卒
146,100円	158,800円	178,200円

▼学校卒業後一定の経験年数がある人は、上記金額に一定額が加算されます

▼給料のほか、扶養・住居・通勤・時間外勤務・期末・勤勉手当が支給されます

※　**1次試験の合否判定は筆記試験のみで判定し、作文は2次試験の合否判定資料とします**

問い合わせ　〒300-0392 阿見町中央一丁目1番1号　総務課職員係☎888-1111（212・213）

町の財政状況を公表します

平成 28 年度 財政事情

（平成 29 年 3 月末現在）

町民の皆さんに町政の運営状況についてご理解を深めていただくために、平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）の各会計予算の収支状況等をお知らせします。

なお、一般会計および特別会計の収支状況は、平成 29 年 3 月 31 日までに発生した債権や債務を整理するための出納整理期間（平成 29 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの 2 か月間）における収入支出は含まれませんので、決算額（最終確定額）とは一致しません。

財政課☎888-1111（221・222）

■一般会計

（単位：千円・％）

歳入				歳出			
区分	予算現額	収入済額	収入割合	区分	予算現額	支出済額	支出割合
町税	7,394,331	7,378,317	99.8	議会費	147,360	143,406	97.3
地方譲与税	177,000	182,789	103.3	総務費	1,633,883	1,320,884	80.8
地方消費税交付金	789,576	742,155	94.0	民生費	5,345,905	3,688,596	69.0
地方特例交付金	32,292	32,292	100.0	衛生費	1,167,769	961,588	82.3
地方交付税	737,112	753,331	102.2	農林水産業費	268,216	163,648	61.0
分担金及び負担金	228,688	209,076	91.4	商工費	512,871	473,964	92.4
使用料及び手数料	250,433	222,158	88.7	土木費	2,628,536	1,010,826	38.5
国庫支出金	2,501,051	1,906,663	76.2	消防費	651,815	628,705	96.5
県支出金	1,017,056	410,724	40.4	教育費	4,250,496	3,058,488	72.0
繰入金	698,368	698,367	100.0	災害復旧費	1	0	0.0
繰越金	855,285	855,286	100.0	公債費	1,379,524	1,379,524	100.0
諸収入	621,130	459,766	74.0	諸支出金	46,597	46,597	100.0
町債	2,575,700	1,326,900	51.5	予備費	16,037	0	0.0
その他	170,988	163,980	95.9				
合計	18,049,010	15,341,804	85.0	合計	18,049,010	12,876,226	71.3

■特別会計

（単位：千円・％）

会計名	予算現額	収入済額	収入割合	支出済額	支出割合
国民健康保険	6,067,938	5,451,906	89.8	5,461,729	90.0
公共下水道事業	2,637,875	1,126,683	42.7	1,252,535	47.5
土地区画整理事業	7,000	21,698	310.0	559	8.0
農業集落排水事業	152,470	61,538	40.4	116,130	76.2
介護保険	3,080,112	2,583,952	83.9	2,762,795	89.7
後期高齢者医療	807,907	397,204	49.2	789,680	97.7
合計	12,753,302	9,642,981		10,383,428	

※予算現額（一般会計および特別会計）：当初予算額に 4 月以降の補正予算額・予備費充用・費目間の流用・前年度からの繰越明許にかかる繰越額などを増減した後の予算額

※会計それぞれの性質および事業の内容により、その執行状況が異なります

■公営企業会計（水道事業）

（単位：千円・％）

区分		予算現額	執行済額	執行割合
収益的	収入	1,229,667	1,215,315	98.8
	支出	1,142,297	980,120	85.8
区分		予算現額	執行済額	執行割合
資本的	収入	393,815	314,428	79.8
	支出	788,328	678,877	86.1

※収益的：事業の管理・運営に関する収入および支出をいいます

※資本的：施設の建設・改良などに関する収入および支出をいいます

※資本的収支の支出に対する収入の不足額は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんします

※消費税・地方消費税を含みます

■町債等の現在高

●町債

（単位：千円）

区分	年度末現在高
一般会計	13,751,569
特別会計	7,610,592
公共下水道事業	6,522,865
農業集落排水事業	1,087,727
公営企業会計（水道事業）	1,364,884
合計	22,727,045

●一時借入金

なし

※出納整理期間（平成 29 年 4 月・5 月）における借入額を含みます

■基金の現在高

（単位：千円）

区分	年度末現在高
財政調整基金	2,716,500
減債基金	373,100
その他の基金	2,072,844
国民健康保険支払準備基金	280,000
公共下水道整備基金	100
農業集落排水事業債減債基金	81,163
介護給付費準備基金	156,368
土地開発基金（現金）	3,600
合計	5,683,675

町税･国保税等の催告書を送付しています

収納課☎888-1111（146･148）

町税等の納付催告書を送付しています！

町では、例年７月･12 月の年２回、町税等に未納のある人に対して納付催告書を送付しています。

催告書が届いた場合は、催告書に記載のある町税等が未納となっていますので、記載された指定期限までに納付してください。指定期限までに納付･連絡がない場合、税負担の公平性を保つため、滞納処分を行う場合があります。指定期限までの納付が難しい場合は、納税相談を随時受け付けていますので、電話連絡のうえ収納課までお越しください。

なお、催告書が到達する前に納付済みのときは行き違いですのでご容赦ください。

町税･国保税の納税は安心･安全･便利な口座振替で！

一度口座振替のお申し込みをしていただければ、翌年もご指定の口座から振替させていただきますので、大変便利です。また、現金を持ち歩く必要もないので安全です。さらに、うっかり納期限を忘れてしまうこともなく確実に納税することができます。

●口座振替ができる取扱金融機関

▼常陽銀行▼筑波銀行▼みずほ銀行▼三菱東京 UFJ 銀行▼三井住友銀行▼りそな銀行▼水戸信用金庫▼茨城県信用組合▼茨城かすみ農業協同組合（町内に限る）▼東日本銀行▼中央労働銀行▼ゆうちょ銀行

●口座振替のお申し込み方法

▼申込先

❶預金口座のある金融機関窓口（町内にある金融機関窓口には申込用紙が備え付けてあります）

❷役場またはうずら出張所

▼必要なもの

❶でお申込みの場合：①通帳②届出印③納付書④本人確認のための運転免許証･保険証等

❷でお申込みの場合：①口座番号が分かるもの（通帳等）②届出印

●口座振替に関しての諸注意

▼振替日は納期限日になります。もし預金不足等で引落がなかった場合、通知は致しません。また再引落も致しませんので、引落が出来なかった場合は納付書で納付してください。納付書の発行は収納課にて承りますのでご連絡下さい

▼お申込みご希望の場合、手続きに時間がかかる場合がございますので納期限日の１か月前までにはお申込み下さい。また固定資産税･都市計画税、町県民税を年度途中から全納一括の支払でお申込みいただいた場合、当該年度は期別での引落になり、全納一括で引落になるのは翌年度からになります

▼随時課税分（随時課税とは、申告により過年度分が課税になった場合や退職により住民税が特別徴収から普通徴収に切り替わった場合などに、通常の納期限とは別に納める分になります）については、口座振替登録があっても引落はできません

▼口座振替お申込みの場合、軽自動車の継続車検用納税証明書は郵送になります。郵送は口座引落日から１週間程度の時間を要しますので、納期限前後に車検を受ける場合はご注意ください

女性のさらなる社会進出に向けて

――女性が輝く社会づくり――

このマークは男女共同参画社会のシンボルマークです

町民活動推進課男女共同参画推進室☎888-1111（271）

ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）は犯罪であり、人間の尊厳をおとしめる行為です。町では、これらの認識を深めるための啓発活動を行うとともに、相談体制の充実を図ります。

配偶者や恋人からの暴力、DV(ドメスティック･バイオレンス)に悩んでいませんか？

ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）とは、親密と言われる関係にある人（配偶者･内縁の妻や夫･恋人等）から受ける暴力のことをいいます。また、10代から20代の若者を中心に『デートＤＶ』という、恋人同士の間で暴力によって相手を思い通りにしようとする行為が問題視されています。

町の虐待･ＤＶ等の相談状況（平成28年度）

町では「阿見町児童虐待，障害者虐待及び高齢者虐待並びに配偶者等からの暴力等の防止に関する条例」に基づき、相談状況について下記のとおり公表します。

●面接や電話による相談件数　57世帯76人

相談内容	相談世帯数	相談人数
配偶者等からの暴力	18世帯	22人
児童虐待	23世帯	38人
高齢者虐待（65歳以上）	15世帯	15人
その他	1世帯	1人
合　計	57世帯	76人

※町では各課が相談窓口となり、情報を共有しながら連携をとって対応しています。また、警察･県相談センター･児童相談所等の関係機関と協力し、さまざまな問題についての相談を受け付けています

『一人で悩まず、まずはご相談ください』

相談窓口：阿見町役場　町民活動推進課　男女共同参画推進室☎888-1111（271）
受付時間：平日午前8時30分～午後5時15分

●茨城県内の女性相談等一覧

名　称	電話番号
配偶者暴力相談支援センター（女性相談センター） ▼平日：午前9時～午後9時　▼土･日･祝日：午前9時～午後5時	029-221-4166
県警女性安心パートナー（県警本部内：女性警官24時間対応）	029-301-8107
牛久警察署	029-871-0110
女性の人権ホットライン（水戸地方法務局）	029-231-5639
いばらき被害者支援センター	029-232-2736
DV相談ナビ	0570-0-55210

町消防団女性部の活動紹介

町消防団女性部では、団員数10人で、児童等を対象とした防火防災教室などの活動を行っています。

今年9月30日に秋田市で開催される全国女性消防操法大会への出場が決まり、練習に励んでいます。

▲練習風景

▲防火防災教室

阿見町の
地域貢献・社会貢献活動団体

町民活動センター
(マイアミ・ショッピングセンター内)

『町民活動センター』は、市民活動団体の情報や活動する場を提供するとともに、市民活動団体・企業・行政等の異なる特徴を持つ各主体が連携する協働によるまちづくりを推進しています。今回は、『森のきのこ』についてご紹介します。

町民活動センター　☎888-2051　／　町民活動推進課　☎888-1111 (272)

親子自然体験クラブ『森のきのこ』

■親子自然体験クラブ『森のきのこ』とは？

親子自然体験クラブ「森のきのこ」では、「地域のみんなで子どもを育てる場」「大人も子どもと共に学び、共に育つ場」をテーマに、さまざまな活動をしています。

私たちは自分の親や親戚が頼れなくても、近所や地域の人の手を借りて、楽しく子育てをしたいと考えています。そのためには、子どもたちだけでなく大人たちも仲間となることが必要です。さまざまな年代の人との関わりは、子どもたちに大きな影響を与えるとともに、健やかに成長するためには必要不可欠だと考えています。子どもは、地域の宝です。ひとりの力で育てるのではなく、地域みんなの力で育ててみませんか？

関心のある人は、一度、遊びに来てみませんか？大人だけの参加でも大歓迎です。

▲皆でミネストローネ

●団体の概要

名称	親子自然体験クラブ「森のきのこ」
代表者	栗原友香
活動場所	ワッカクル里山の森（若栗地内）
問い合わせ	栗原☎080-5177-2226

■活動内容

親子自然体験クラブ「森のきのこ」は、「ワッカクル里山の森」で、プレーパークを月１回開催しています。プレーパークとは、「冒険遊び場」とも呼ばれる、「自分の責任で自由に遊ぶこと」を基本理念とした遊び場のことです。子どもたちは、身近な自然の中で土や木、水に触れ、さまざまな体験を通してたくましく育ちます。具体的な活動をご紹介すると・・・

▼自然林を利用したブランコやモンキーロープ、シートハンモックや近くの川で水遊びなど
▼参加者全員で豚汁・ミネストローネ・茹でじゃがいもなどを作って、みんなで楽しく会食

■どうやって参加するの？

事前予約不要。活動日に直接お越しください。

▼**参加料**：▽子ども：無料▽大人：保険料として100円
※材料費などの実費が必要な場合もあります
▼**活動日**：原則として月に１回（土曜日または日曜日の午前10時～午後１時）
※詳しくは栗原までお問い合わせください

▲自然のなかで土あそび

■次回の活動日は７月16日(日) 午前10時～午後１時

子どもたちの笑顔、何かに集中している顔、驚いている顔。身近にある阿見町の豊かな自然体験をとおして、子どもたちのいろいろな表情を見ることができるのは、楽しく嬉しいことです。

また、親同士の新たなつながりも生まれます。手作りブランコやハンモック、川遊びができます。

身近な自然で、一緒に夏を満喫しましょう！

夏の交通事故防止

失った命は、もう戻りません･･･。守りましょう、交通ルール

交通防災課交通防犯係☎888-1111（276･277）

これからの時期は、夏特有の解放感などから、無謀運転（飲酒運転･スピード超過等）により重大交通事故を引き起こす危険性が高くなります。また、学校が夏休み期間に入り、屋外での活動や家族旅行等レジャーの機会が増え、児童生徒の交通事故が懸念されます。7月20日～31日まで「夏の交通事故防止県民運動」期間となっています。一人ひとりが交通安全について考え、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの向上、交通事故防止の徹底を図り、安全･安心なまちづくりを実現しましょう。

歩行者（特に子ども･高齢者）の保護

県内の平成28年中における歩行者の交通事故死者数は45人（対前年比8人減）で、全死者数の30％を占めています。また、道路横断中の歩行者の死者は30人（前年対比9人減）で、約21％減少したものの、高齢者は29人（対前年比1人増）で、依然として高い割合を占めています。また、時間帯では午後6時から午後8時の時間が最も多く、年齢別では70歳代が最多となっています。

■運転者は

▼横断歩行者を守る『思いやり運転』を心掛けましょう
▼横断歩道前の一時停止や横断歩道等に接近する際には、減速を心掛けましょう
▼夕方の走行時にはライトの早め点灯、夜間走行時にはライトのこまめな上下切替えによる早めの歩行者の発見に努めましょう

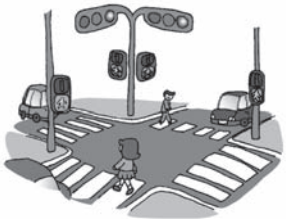

■歩行者は

▼道路横断時には、横断歩道を利用し、斜め横断は絶対しないようにしましょう
▼夕方から夜間は、明るく目立つ色の服を着て、反射材等を利用して運転者に気づいてもらう工夫をしましょう

飲酒運転･スピード違反･疲労による運転等の防止

県内の平成28年中の飲酒運転による死者数は24人（対前年比10人増）で、**全国ワースト1位**となっています。

区分	防止対策
飲酒運転	暑くなり、祭礼行事など飲酒の機会が多くなります。飲酒運転は非常に悪質な故意犯です。お酒を飲んだら運転を絶対にしない、させない、許さないことを徹底しましょう。
スピードの出し過ぎ	スピードの出し過ぎは重大事故に直結します。無理な追い越しはしない、カーブでは減速、車間距離を十分に取るなど安全運転に徹しましょう。
疲労による運転	レジャー帰りの疲れなどは、漫然運転や居眠り運転による事故の要因となります。時間･行程に余裕をもった計画を立て、睡眠時間を十分に取り、こまめに休憩をしましょう。

自転車の安全利用の促進

県内の平成28年中の自転車が関係した交通事故による死者数は20人（対前年比2人減）で、全死者数の13.3％を占めています。自転車が関係した交通事故1,289件を類型別に見ると、交差点等での出会い頭の衝突（694件構成率53.8％）が最も多く、次いで右左折時の車両相互の衝突（337件構成率26.1％）となっています。夏休み中は、小中学生の自転車事故多発が予想されます。

出会い頭の衝突、安全不確認によるものが多く、「見通しの悪い場所では必ず止まり、左右の安全を確認する」「歩行者優先、歩行者に道を譲る」「2人乗り･イヤホンなどの違反行為はしない」など、自転車の安全運転を徹底しましょう。

また、ブレーキ不良･ライト不点灯など、自転車の整備･点検が不十分な場合も危険行為につながります。

日頃から点検整備･反射材用品の活用など、自転車の安全対策に努めましょう。

ご存じですか？　各種支援制度

『障害者福祉サービス』

社会福祉課☎888-1111（164・165）

町では、障害がある人の日常生活を支援するため、次のような福祉サービスを実施しています（主なものを掲載。ほかにもさまざまなサービスがあります）。これらのサービスを利用するには、事前に申請が必要です。また、サービスの種類により介護保険が優先されるものがあります。

障害者総合支援法によるサービスを希望される場合は、18歳以上の人は本人（配偶者を含む）が住民税非課税、生活保護の場合利用料はありません。それ以外の人については原則1割の負担ですが、利用料が負担にならないように、上限額制度が設けられています。18歳以下の児童については世帯で判定し、住民税非課税世帯・生活保護世帯の場合利用料はありません。それ以外の世帯については18歳以上と同じようになります。各福祉手当は、所得制限があるものもありますので、詳しくは社会福祉課までご相談ください。

■手帳制度

●身体障害者手帳

視覚・聴覚・平衡機能・音声言語機能・そしゃく機能・肢体（上肢・下肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）・心臓機能・じん臓機能・呼吸器機能・ぼうこう機能・直腸機能・小腸機能・肝機能・ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能――に永続する障害のある人を対象に交付されます。

●療育手帳

知的障害のある人が援護を受けやすくするために交付されます。

●精神保健福祉手帳

精神の疾患により日常生活や社会生活に制約がある人が医療や福祉の支援を受けやすくするために交付されます。

■障害者総合支援法

障害者総合支援法では、障害者の範囲に、身体・知的・精神等の障害のある人のほか、『難病等』が加わり、国の指定する358の難病等の人も対象となります。

●介護給付・訓練等給付

身体・知的・精神等に障害のある人または、難病等（国が指定する358疾患）の人がホームヘルパー派遣等の介護系サービス、就労移行支援などの訓練系サービス、障害者支援施設の通所および入所等のサービスを利用することができます。

サービスを利用するには、障害支援区分の認定等の手続きとサービス等利用計画の作成が必要となります（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●補装具の交付・修理

身体障害者手帳の交付を受けている人または難病等（国が指定する358の疾患）の人に、その障害の程度に応じて補装具の交付・修理を行います。

義眼・つえ・補聴器・義肢・下肢装具・車いす――などが対象です（介護保険対象者は、介護保険によるサービスが優先されます）。

●自立支援医療

▼精神通院：精神に疾患のある人が、その治療を受けるための医療費を助成します

▼更生医療：身体障害者手帳の交付を受けている人に、障害を軽減・回復するために行う治療を受けるための医療費を助成します（角膜・心臓・関節形成手術・血液透析などが対象になります）

▼育成医療：町在住の18歳未満で手術等によって身体上の障害および疾患の改善が見込まれる児童に対して、医療保険による自己負担額の一部を助成します

■福祉手当の支給（平成29年4月現在）

在宅の重度障害者（児）に、各種の福祉手当を支給します（障害の程度・所得額などに一定の条件があります）。

●特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害があり、常時特別な介護が必要な人に対し、手当を支給します。月額26810円。

●障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害がある児童に対し、手当を支給します。月額14580円。

●特別児童扶養手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で監護・養育する父母などに対し、手当を支給します。

▼1級：月額51450円

▼2級：月額34270円

●在宅心身障害児福祉手当

精神または身体に障害のある20歳未満の児童を家庭で介護する父母などに対し、手当を支給します。月額5000円。

●難病患者福祉手当

県から『指定難病特定医療費受給者証』の交付を受け治療を受けている人に手当を支給します。在宅で町に住民登録があり、生活保護を受けていない人が対象です（毎年度申請が必要）。月額3000円。

■公共料金の減免

障害者手帳の交付を受けている人が対象です（一定の条件があります）。

▼NHK放送受信料の減免：社会福祉課で証明を受ける必要があります

■各種割引

身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている人が対象です。

▼タクシー料金の割引：県内でタクシーを利用した際、手帳を運転手に提示すると料金が1割引になります

▼JR運賃・バス運賃・航空運賃の割引：割引の対象には、一定の条件があります。割引率も各交通機関で異なりますので、各交通機関にお問い合わせください

▼有料道路料金の割引：身体障害者本人が運転する自動車または重度の身体・知的障害者を乗せて介護者が運転する自動車は、通行料金が割引されます。利用する際には、社会福祉課で割引証明を受ける必要があります

■町地域生活支援事業

利用にあたっては、障害者手帳を取得しているなど、一定の条件があります。また、税金の滞納がある人（世帯）は、利用できない場合があります。サービスによっては利用者負担があります。

●相談支援事業

障害者（児）のさまざまな相談に応じ必要な情報の提供や助言、福祉サービスの利用支援および成年後見制度の利用支援事業を行います。

●意思疎通支援事業

聴覚障害者などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

●日常生活用具の給付

日常生活上の便宜を図るため、在宅の重度障害者などに日常生活用具を給付します（介護保険制度が優先。障害の種類・等級など一定の条件があります）。

●移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出など、社会参加のための外出の際の移動を支援します。

●地域活動支援センター事業

通所により創作的活動の提供等および社会との交流の促進を行い、社会復帰の支援を行います。

●訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度の身体障害者に対し、週2回を限度として入浴車を派遣し、入浴の支援を行います（介護保険制度が優先されます）。

●日中一時支援事業

介護者の都合などにより障害者（児）を一時的に介護できなくなった場合、施設で一時預かりを行います。

●自動車運転免許取得費補助事業

身体障害者手帳（1～4級）を交付されている人が、就労を目的に免許を取得する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

●自動車改造費補助事業

上肢・下肢・体幹機能障害で身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人が、就労などに伴い、自ら運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を10万円を限度に補助します。

●福祉タクシー利用料金助成事業

身体障害手帳1・2級または、療育手帳Ⓐ・Aおよび精神保健福祉手帳1・2級の所持者でかつ自立支援受給者証の交付を受けている人で自動車税の減免を受けていない人が、通院のために利用するタクシーの初乗り料金相当分を助成します。年間36枚（じん臓障害で慢性透析療法を受けている人は年間60枚）の利用券を交付します。

●知的障害者探索支援サービス事業

療育手帳の交付を受けている知的障害者の探索を必要としている家庭などに通報装置（GPS装置）を貸与します。

●重度障害者（児）住宅リフォーム助成事業

重度の障害者（児）の家庭生活を送りやすくするため、住宅の一部を改造する場合に費用の一部を助成します。

●身体障害者健康診査事業

在宅で常時車いすを使用している、脊椎損傷・脳性まひ・脳血管疾患などにより身体障害者手帳を交付されている人に対し、健康診査を行います。

施設入所・入院中の人、1年以内に同様の検査を受けた人は対象になりません。検査内容・実施予定日などは『広報あみ』でお知らせします（例年2月に実施します）。

■精神障害者デイケア事業

回復期にあり病状が安定している精神障害者で主治医の許可を得られる人に、集団生活指導（デイケア）を行っています。毎月第1・3金曜日の午前9時30分～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■つぼみ教室

小学校就学前の障害を有する児童の早期療育を支援するために、日常生活における基本動作や機能訓練を行うとともに、保護者の人への相談・助言などを行います。

対象の人は、親子で通所が可能な心身に障害を有する小学校入学前の児童および心身に障害を有する未就学児童の保護者の人です。毎週月曜日、木曜日の午前10時～正午、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■視覚障害者卓球教室

スポーツに親しむ機会の少ない在宅の視覚障害者の人たちが、運動を通じて身体の維持増強を図りながら互いの交流を深め、社会参加の促進を図ります。対象の人は、視覚に障害を有する人になります。毎月第2・4月曜日の午前10時～11時30分、総合保健福祉会館『さわやかセンター』で行っています。

■町軽度・中等度難聴児補聴器購入支援事業

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の健全な言語や社会性の発達を支援するため、補聴器購入に係る費用の一部を助成します。助成額は補聴器購入に必要な額と基準額を比較して少ない額の3分の2（千円未満切捨て）となります。

自然観察会　参加者募集

自然を体験してみよう

環境政策課☎888-1111（251）

町では、自然と共存するまちづくりを推進しています。霞ヶ浦や町の豊かな自然とのふれあいを基本に『自然と暮らし』について学習する事業をご紹介いたします。自然は空気や水をきれいにする、動物や植物のすみかとなるなど、人の心を癒す働きを持っています。大切な自然を守るために、まずは観察をしてみましょう。

下記の各事業への参加申込・お問い合わせは、電話にて環境政策課までお願いします。

申込者には、後日、ご案内を送付いたします。なお、下記すべての事業は雨天の場合には中止となります。

『うら谷津』で樹木・植物・川魚などを観察して町の豊かな自然を体験

『うら谷津』とは、上長地内にある自然豊かな里山・谷津田の名称です。

▼**日　　時**：7月23日（日）　午前9時30分～11時30分（予定）
▼**内　　容**：植物等の観察、谷津田についての説明
▼**対　　象**：どなたでも参加可能です
▼**募集人数**：20人（定員で締切）
▼**参 加 料**：無料
▼**持 参 品**：飲み物・帽子・タオル　※魚を持ち帰りたい場合は飼育容器
▼**申込期間**：7月3日（月）～14日（金）　※土・日を除く

▲『うら谷津』にある井戸

『小池城址公園』で昆虫と植物の観察

小池城址公園は、歴史と自然が同時に学習できる貴重な森林です。

▼**日　　時**：8月6日（日）　午前9時30分～11時30分（予定）
▼**内　　容**：植物の観察・昆虫採集などの自然体験
▼**対　　象**：小学生（3年生以下は保護者の同伴をお願いします）
▼**募集人数**：20人（定員で締切）
▼**参 加 料**：無料
▼**持 参 品**：飲み物・帽子・タオル・筆記用具・虫カゴ（または飼育容器）
▼**申込期間**：7月3日（月）～14日（金）　※土・日を除く

▲町内の豊かな自然を観察します

『霞ヶ浦湖岸』で引き網を使った魚採りを体験

▲霞ヶ浦湖岸の砂浜で引き網体験

引き網を使った魚捕りの体験ができます。日本第2位の面積を持つ霞ヶ浦を身近に感じてみませんか？

▼**期　　日**：❶8月11日（金）❷13日（日）
▼**時　　間**：午前9時30分～11時30分（予定）
▼**内　　容**：引き網体験と魚の観察
▼**対　　象**：小学生（3年生以下は保護者の同伴をお願いします）
▼**募集人数**：❶❷各20人（定員で締切）
▼**参 加 料**：無料
▼**持 参 品**：飲み物・帽子・タオル・水着等の着替え・サンダル
※魚を持ち帰りたい場合は飼育容器
▼**申込期間**：7月18日（火）～28日（金）　※土・日を除く

なくそう 高齢者への虐待

高齢者の虐待を地域で防ごう

高齢福祉課高齢福祉係☎888-1111（141・142・743）

高齢者が住み慣れた環境の中で、意思が尊重され、尊厳を持って生活することはとても大切なことです。

しかし、高齢者を介護している人の孤立や介護疲れ、ストレスが原因による高齢者への虐待が社会問題になっています。高齢者虐待のことを知り、見守り、気づくことで、虐待の起こらない地域づくりをお願いします。

虐待とは何か？

何が虐待かは、人によって考え方がまちまちかもしれません。しかし、皆さんに虐待を発見していただくためには、次の5つを「虐待」と捉えることが重要になります。

❶身体的虐待

暴力的行為などで、身体に傷やあざ、痛みを与える行為や、外部との接触を意図的・継続的に遮断する行為。

▼具体的な例：▽平手打ちをする、つねる、殴る、蹴る、無理やり食事を口に入れる、やけど・打撲させる▽ベッドに縛り付けたり、意図的に薬を過剰に服用させたりして、身体を拘束・抑制する――など

❷介護・世話の放棄・放任

意図的であるか結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている家族が、その提供を放棄または放任し、高齢者の生活環境や高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。

▼具体的な例：▽入浴しておらず異臭がする、髪が伸び放題だったり、皮ふが汚れている▽水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある▽室内にごみを放置するなど、劣悪な住環境の中で生活させる▽高齢者本人が必要とする介護・医療サービスを相応の理由なく制限したり使わせない▽同居人による高齢者虐待と同様の行為を放置する――など

❸心理的虐待

脅しや侮辱などの言葉や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって精神的・情緒的苦痛を与えること。

▼具体的な例：▽排せつの失敗を嘲笑したり、それを人前で話すなどにより高齢者に恥をかかせる▽どなる、ののしる、悪口を言う▽侮辱を込めて子どものように扱う▽高齢者が話しかけているのを意図的に無視する――など

❹性的虐待

本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。

▼具体的な例：▽排せつの失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する▽キス、性器への接触、性的関係を強要する――など

❺経済的虐待

本人の合意なしに財産や金銭を使用したり、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

▼具体的な例：▽日常生活に必要な金銭を渡さない／使わせない▽本人の自宅等を無断で売却する▽年金や預貯金を本人の意思・利益に反して使用する――など

虐待の防止と早期発見のために

高齢者への虐待は、虐待を行っている人に自覚がなかったり、虐待を受けている高齢者本人が家族に遠慮したり、世間体を気にしたりして、虐待の事実がわかりづらいことがあります。また、高齢者虐待防止法では、『虐待を受けたと思われる高齢者を発見した人は、市町村の相談窓口に通報しなければならない』と定められています。

虐待の背景には、高齢者本人と養護者・家族との人間関係、過重な介護負担、認知症介護の困難さ、地域社会での家族の孤立などさまざまな問題があり、往々にしてそれらが絡み合っています。1人で悩まず、ご相談ください。

相談や通報をお願いします

町および町地域包括支援センターでは、虐待の通報や相談を受けた場合、高齢者の状況を確認し、さまざまな関係機関と連携して家族や高齢者本人に必要な支援を行います。

●高齢福祉課高齢福祉係
☎888-1111（141・142・743）

●町地域包括支援センター（町社会福祉協議会内）
☎887-8124

65歳以上の皆さんへ

介護保険料の納付について

介護保険

普通徴収の人は7月に納付書が発送されます

高齢福祉課介護保険係☎888-1111（726・143）

65歳以上の人の介護保険料

皆さんに納めていただく介護保険料は、『特別徴収』と『普通徴収』の2種類の方法により徴収しています。

保険料は、介護保険を運営するための大切な財源となります。誰もが安心して介護サービスを利用できるよう、保険料の納付にご理解・ご協力をお願いします。

区　分	対　　象	年間保険料
第1段階	生活保護法の被保護者	28,000円
	老齢福祉年金受給者（町民税非課税世帯）	
	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	
第2段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	46,800円
第3段階	世帯全員が町民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超	46,800円
第4段階	本人が町民税非課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	56,100円
第5段階	本人が町民非税課税で、同一世帯に課税者がいて、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	62,400円
第6段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満	74,800円
第7段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満	81,100円
第8段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満	93,600円
第9段階	本人が町民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上	106,000円

保険料の納め方

65歳以上の人の介護保険料の納め方は2種類（特別徴収・普通徴収）あり、受給している年金の額によって納付の方法が異なります**（年金を受給されていない人は、すべて普通徴収となります）**。

あなたの年金はいくらですか？

- 老齢（退職）・遺族・障害年金が**年額18万円以上** → 年金の支給月（年6回：4月～翌年2月までの偶数月）に、介護保険料があらかじめ引き落としされます
  ⇒ **特別徴収**といいます
  ※年度途中の転入者や65歳到達者は、特別徴収が開始となるまでの間は、町から送付される納付書で納めていただきます
- 老齢（退職）・遺族・障害年金が**年額18万円未満** → 町から送付される納付書で、介護保険料を個別に納めます
  ⇒ **普通徴収**といいます

■お支払いでお困りの人は

特別な事情もなく保険料を滞納すると、介護サービス利用時に、滞納した期間に応じて給付制限を受けることがあります。お支払いでお困りの人は、分割納付の制度もありますのでご相談ください。

また、次のような保険料の軽減制度もあります。

●生計が困難な人の減額

世帯全員が住民税非課税で、世帯の年間収入・預貯金・資産等が一定の要件に該当する場合

●災害などによる減免

災害などの特別な事情により、お支払いが一時的に困難となった場合

●問い合わせ：高齢福祉課介護保険係☎888-1111（726・143）

低所得者等の自己負担額軽減

介護保険

高齢福祉課介護保険係☎888-1111（726・143）

介護保険３施設（ショートステイを含む）での居住費（滞在費）・食費は利用する人が全額負担することになっていますが、所得の低い人の負担が重くなり過ぎないよう、利用者負担段階に応じて負担を軽減しています。軽減を受けるには申請が必要です。　※グループホーム・有料老人ホームでのご利用はできません

負担軽減の対象となる人は？

利用者負担段階が、下記の『第１段階』～『第３段階』に該当する人です。

利用者負担第１段階	▼住民税が世帯非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ▼生活保護を受けている人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担第２段階	▼住民税が世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間で80万円以下の人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人）
利用者負担第３段階	▼住民税が世帯非課税で、利用者負担第２段階に該当しない人 ▼境界層に該当する人（負担の低い基準を適用すれば、生活保護を必要としない状態になる人） ▼利用者負担第４段階で、下記の『特例減額措置』を受けられる人
利用者負担第４段階	▼世帯内に住民税を課税されている人がいるが、本人が住民税非課税の人 ▼本人が住民税を課税されている人

※利用者負担第４段階で『特例減額措置』を受けられる人

利用者負担第４段階の人は、自己負担額軽減『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象とはなりません。しかし、高齢夫婦世帯などで一方が施設に入所し、居住費・食費を負担することで生計が困難になるなど一定の要件を満たし、申請により認められた人は、利用者負担第３段階と同様の『特例減額措置』を受けることができます。詳しくは高齢福祉課までお問い合わせください。

◎利用者負担が第１～３段階の人でも、以下の❶❷のいずれかに該当する場合は自己負担額軽減『特定入所者介護（支援）サービス費』の対象となりません

❶住民税非課税世帯でも世帯分離している配偶者が住民税課税者である

❷住民税非課税世帯（世帯分離している配偶者が住民税非課税）でも、預貯金等が一定額（単身1,000万円、夫婦2,000万円）を超える

平成29年度 国民健康保険税

国保

国保税
納めて安心
わが家の健康

●賦課限度額および税率は据え置き

※平成29年度の納税通知は7月10日発送予定です

国保年金課国保係☎888-1111（131～133）

平成29年度国民健康保険税の算定方法は下記のとおりです。皆さんひとりひとりの健康管理が国保税率の伸びを抑える大きな力になります。これからも国保財政・適正受診へのご理解・ご協力をお願いします。なお、国民健康保険税の算定方法は年齢により異なります。

国民健康保険税の算定方法

▼**40歳未満の人**：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険分の負担はありません
▼**40歳～65歳未満の人**：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分・介護保険分を合わせて納めます
▼**65歳～75歳未満の人**：基礎分（医療分）・後期高齢者支援金分を合わせて納めます。介護保険料は国保税とは別に納めます

▼国民健康保険税の年間税額の計算方法

区　分	算定方法	基礎分（医療分）	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割額	加入者全員の所得額（平成28年1月～12月の各々の所得から基礎控除33万円を差し引いたもの）に応じて計算	（所得額の）4.5%	2.7%	1.2%
資産割額	加入者全員の固定資産額（今年度の土地および家屋にかかる都市計画税を除いた固定資産税額）に応じて計算	（固定資産額の）20%	15%	－
均等割額	加入者一人あたりにかかる金額	23,000円	2,000円	10,000円
平等割額	一世帯あたりにかかる金額	26,000円	3,000円	－
賦課限度額	合計金額（限度額89万円）	540,000円	190,000円	160,000円

■『均等割』『平等割』の軽減制度

国保税には、所得の少ない世帯を対象とした『均等割』『平等割』の軽減制度（前年中の所得に応じ7・5・2割いずれかの適用。申請不要）があります。

この軽減を受けるためには、所得税・町民税の申告を済ませておく必要があります（収入のない人や被扶養者を含む）。

■特例対象被保険者等（非自発的失業者）に係る国保税の軽減制度

倒産・解雇などの事業主の都合による離職や雇用期間満了により再雇用されない雇い止めなどによる離職をされた人（雇用保険の『特定受給資格者』または『特定理由離職者』）は、国保税が軽減される場合があります。

この軽減を受けるためには申請が必要です。

●**申請に必要なもの**：▼雇用保険受給資格者証▼印鑑

■国保税の納め方

●**特別徴収**

65歳から74歳までの世帯主で、次の❶～❸のすべてに当てはまる人は、年金からの天引きにより国保税を納めることになります。

❶世帯主が国保の被保険者であること
❷世帯内の国保の被保険者の人全員が65歳以上であること
❸特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上であり、国保税が介護保険料と合わせて、年金額の2分の1を超えないこと

※年度途中で国保税額に変更があった場合には、普通徴収に切り替わる場合があります
※国保年金課窓口へ申請することにより、口座振替への変更が可能となります。ただし、これまでの納付状況等から、口座振替への変更が認められない場合があります

●**普通徴収**

右記特別徴収に該当しない人は、納付書または口座振替によって納めていただくことになります。

国保
国保税
納めて安心
わが家の健康

8月から更新です

国保年金課国保係☎888-1111（131～133）

国保から交付されている以下の受給者証や認定証は、7月31日までの有効期限となっており、8月から更新となります。

自己負担割合の判定方法

●**国民健康保険高齢受給者証**
70歳から74歳の国保加入者に交付されるもので、70歳になった月の翌月（1日生まれの人は当月）から高齢受給者証を使用します。現在交付されている受給者証の有効期限は7月31日までです。新しい受給者証は7月中旬にお送りします。前年中の所得に応じて自己負担割合が左記のとおり記載されています。

▼**2割**：住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月2日以降に生まれた人

▼**3割**：住民税課税所得が145万円以上の人（＝現役並み所得者）

※現役並み所得者と判定される所得であっても、該当者の収入合計が2人以上で520万円未満、1人で383万円未満の場合、申請により2割（昭和19年4月1日までに生まれた人は、特例措置により1割）負担となる場合があります。該当する人には通知をお送りします

▼**2割（特例措置により1割）**：住民税課税所得が145万円未満で、昭和19年4月1日までに生まれた人

▼国民健康保険高齢受給者証

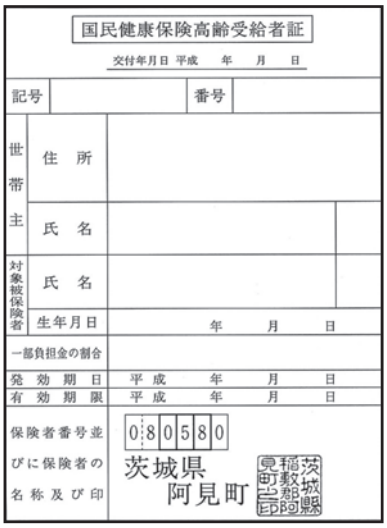

▼国民健康保険限度額適用認定証

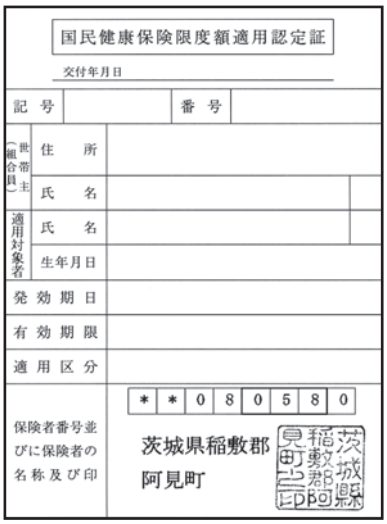

医療費が高額のときは

●**限度額適用認定証**
国保加入者が高額な医療を受けた際、一つの医療機関での1か月の医療費の支払いが自己負担限度額までとなります。

▼交付条件：▼所得申告がされている▼国保税に未納がない

※70歳から74歳の住民税課税世帯の人は、「高齢受給者証」を提示することで限度額の適用が受けられますので、申請は不要です。

●**標準負担額減額認定証**
入院時の食事代が軽減される認定証で、住民税非課税世帯が対象となります。

※標準負担額減額認定証が交付されてから90日以上入院している人は、申請により食事代がさらに軽減されます。詳しくはお問い合わせください。

●**認定証の更新について**
8月以降の更新および新規交付を希望する人は、8月中に申請してください。（7月から申請できます）

▼必要なもの：▼申請する人の国保の保険証▼印鑑▼来庁する人の身分証（運転免許証など）

※別世帯の人が申請する場合は、委任状と代理人の身分証（運転免許証等）もあわせて持参してください。

▼限度額適用認定証の交付対象者

高額な医療を受ける人		保険証とあわせて医療機関に提示するもの	事前申請
国民健康保険	70歳未満の人	限度額適用認定証または限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
	70歳から74歳の非課税世帯の人	高齢受給者証と限度額適用・標準負担額減額認定証	必要
	70歳から74歳の課税世帯の人	高齢受給者証	不要

8月から新しくなります

後期高齢者医療被保険者証
後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888-1111(134・135)

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっており、8月から更新となります。また、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証』についても、8月から更新となります。

被保険者証の更新

後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日までとなっております。新しい被保険者証は7月下旬に郵送します。

医療機関での自己負担割合には『1割』と『3割』があり、前年の所得をもとに判定され、8月1日から翌年の7月31日までの1年間の負担割合が決まります。

後期高齢者医療保険料の納め忘れがありますと、8月以降の被保険者証の有効期限が短くなることがあります。まだ納付されていない人は、お早めにお納めください。

※有効期限を過ぎた古い被保険者証は、国保年金課窓口までご返却いただくか、切り刻むなどして各家庭の責任で処分してください。

▼自己負担割合の判定

区　分	負担割合	判定基準
現役並み所得者	3割	本人または同一世帯内の被保険者の住民税の課税所得が145万円以上である ※文中『現役並み所得者』参照
一般	1割	上記以外

※所得の変更により、負担割合が変わることがあります

▼被保険者証

▼限度額適用・標準負担額減額認定証

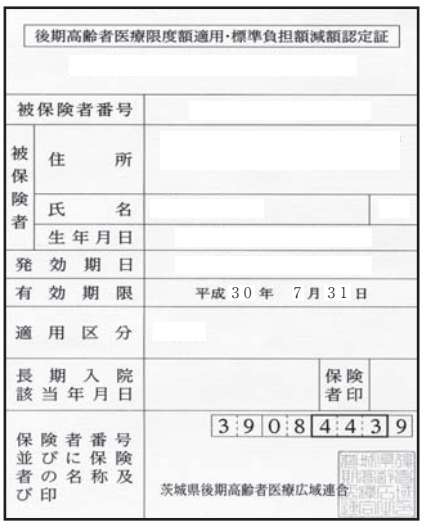

▼現役並み所得者（3割負担）：同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後期高齢者医療制度の被保険者がいる人。ただし、被保険者の総収入合計が2人以上で520万円（1人の場合383万円）未満の場合は、申請により『一般』の区分となり1割負担となります。

※このほか、被保険者が1人で同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、その人も含めて総収入合計が520万円未満の場合には、申請により『一般』の区分と同様となり、1割負担となります

認定証の更新

世帯全員が住民税非課税の人には、『後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、認定証）』が交付されます。この認定証を医療機関に受診する際に提示することで、医療費が1か月の自己負担限度額（保険診療分）までとなります。また、入院時の食事代も減額されます。

なお、申請した月の初日から適用され、有効期限は7月31日までとなります。現在認定証をお持ちの人で8月以降も引き続き該当になる人は、申請が不要になり、被保険者証に同封されて郵送されます。新規該当者には申請のお知らせを郵送します。

後期高齢者医療制度の保険料と納め方

国保年金課後期高齢医療福祉係☎888-1111(134・135)

保険料の軽減措置

後期高齢者医療制度の保険料は、2年ごとに見直され、個人ごとに算定して、定額の『均等割額』と所得に応じて計算される『所得割額』の合計となります。

■均等割額軽減

『世帯内の後期高齢者医療制度の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額』が左表に該当する場合は、保険料の均等割額が軽減されます。

※**軽減判定の注意**…世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合も、世帯主の総所得金額等は軽減判定の対象になります

■所得割額軽減

基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割額が2割軽減されます。

■被扶養であった人の軽減

後期高齢者医療制度の加入日の前日において、被用者保険（全国健康保険協会・旧政府管掌・組合保険・船員保険・共済組合）の被扶養であった人は、均等割額が7割軽減され、所得割額の負担はありません。

※国民健康保険・国民健康保険組合の加入者であった人は該当しません

保険料の納め方

後期高齢者医療制度の保険料の納め方は、▼**特別徴収**：年金から引かれる方法▼**普通徴収**：納付書や口座振替により納める方法―の2通りがあります。

原則として特別徴収となりますが、次に該当する人は普通徴収となります。

▼介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計が、年金支給額の2分の1を超える人

▼受給している年金が年額18万円未満の人

▼年度途中で後期高齢者医療制度に加入した人

※年金支給額とは、受け取りになっている年金総額ではなく、介護保険料が引き落とされている年金の支給額です

※複数の年金を受給している人は、優先順位の高い年金が特別徴収対象年金になります。例えば、厚生年金と共済年金を受給している場合、厚生年金が優先順位の高い年金になります

▼保険料と賦課限度額

	均等割額		所得割額
保険料（年額） （100円未満切捨て）	= 定額 39,500円	＋	所得から計算 （総所得金額等＊ －33万円）×8.0%

賦課限度額（年額）＝57万円
（どんなに所得の高い人でも保険料の上限は年額57万円です）

＊総所得金額等とは、『年金収入－公的年金控除』・『給与収入－給与所得控除』・『事業収入－必要経費』等で、社会保険料控除・配偶者控除等の各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません

▼均等割額の軽減

世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等が次の場合	軽減割合
33万円以下の世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下の世帯（その他各種所得がない場合）	9割
33万円以下の世帯	8.5割
33万円＋「27万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	5割
33万円＋「49万円×世帯の被保険者数」以下の世帯	2割

※収入が公的年金の人は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が330万円以下は120万円）を差し引き、65歳以上の人は、さらに高齢者特別控除（15万円）を差し引いて判定します

ご利用ください

『免除』・『猶予』制度

国民年金

第１号被保険者で保険料を納めるのが困難なときは、未納のままにせず、国保年金課で手続きを。

国保年金課国民年金係☎ 888－1111（136・137）

経済的な理由等で国民年金保険料 16,490 円／月（平成 29 年度）を納付することが困難な場合には、申請により免除・猶予となる制度があります。申請手続きは、国保年金課またはうずら出張所で『国民年金保険料免除・納付猶予申請書』に必要事項を記入して届出ください。後日、日本年金機構が前年の所得などを審査して結果（承認・却下）をお手元に通知します。平成 29 年度の受付は７月３日(月)からとなります。

免除等が申請できる期間が拡大されました

平成 26 年４月から法律が改正され、申請時点から２年１か月前までの期間について、さかのぼって免除等を申請できるようになりました。

▼免除等の申請可能期間と前年所得の関係　※平成 29 年７月時点

	免除等の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
平成 26 年度分	平成 27 年６月	平成 25 年中所得
平成 27 年度分	平成 27 年７月～ 28 年６月	平成 26 年中所得
平成 28 年度分	平成 28 年７月～ 29 年６月	平成 27 年中所得
平成 29 年度分※	平成 29 年７月～ 30 年６月	平成 28 年中所得

※平成 29 年度分は、平成 29 年７月になってから申請ができます。

▼申請時の注意点

▼年度ごとに申請書の提出が必要です

１枚の申請書で申請できるのは７月から翌年６月までの１年度分です。複数年度の申請を希望される場合は年度ごとの申請書の提出が必要です。

▼過去の所得で審査します

申請する年度に対応する前年所得（上記の表のとおり）に基づき審査を行います。また、世帯主や配偶者がいる人は、世帯主や配偶者の所得審査がありますので、ご本人の所得が少ない場合でも免除等が承認されない場合があります。

※納付猶予については、世帯主の所得審査はありません

▼すみやかに申請してください

過去分の免除等の申請は、申請が遅れると下記のとおり申請できる期間が短くなります。

平成 29 年７月に免除等を申請　⇒　平成 27 年６月まで申請が可能

平成 29 年８月に免除等を申請　⇒　平成 27 年７月まで申請が可能

▼免除の割合と納付額（平成 29 年度：月額 16,490 円の場合）

免除の割合	納付額
全額免除	0 円
４分の３免除	4,120 円
半額免除	8,250 円
４分の１免除	12,370 円

※保険料の一部免除の承認を受けた場合は、一部納付保険料を納めないと未納期間扱いとなります

お願い

平成 26 年４月から、２年１か月前までの期間について免除等の申請ができるようになりましたが、申請が遅れると万一の際に障害年金などを受け取れない場合があります。免除等の申請は、毎年７月～８月までの間にすみやかに申請していただきますようお願いします。

納付に関するお問い合わせ：土浦年金事務所☎825－1170（自動音声案内）

各種予防接種のお知らせ

健康づくり課保健予防係（総合保健福祉会館内）☎888－2940

日本脳炎

日本脳炎予防接種は日本脳炎の予防接種後に重い病気になった事例をきっかけに、平成17年度から平成21年度まで日本脳炎の予防接種のご案内を行いませんでした。その後、新しいワクチンが開発され、現在は日本脳炎の予防接種を通常通り受けられるようになっています。なお、医療機関でワクチンが入荷し難くなっています。早めにお問い合わせください。

日本脳炎予防接種は**▼1期（3歳～7歳半未満）3回▼2期（9歳～13歳未満）1回の合計4回**の接種で完了となります。

▼以下の人には特例措置があります

①平成19年4月1日以前の生まれで20歳未満の人
1期・2期の接種不足分を20歳未満の間接種できます

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれの人
1期不足分を2期の対象年齢（9歳～13歳未満）で接種できます

2種混合（ジフテリア・破傷風）

2種混合予防接種は幼少期に接種した3種混合（ジフテリア・百日咳・破傷風）でついた基礎免疫を強くするために11歳～13歳未満のお子さんに接種します。小学校6年生の保護者へ4月に予診票と案内を送付しましたのでご確認ください。

麻しん風しん混合

麻しん風しん混合予防接種は、第1期（1歳～2歳未満）と第2期（年長児）の2回接種が必要です。まだ接種がお済みでない人は、早めに接種を受けてください。

▼接種対象期間

第1期：1歳～2歳未満の1年間

第2期：平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれのお子さんで就学前の1年間（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

子どもの予防接種の受け方

県内の予防接種協力医療機関に事前に予約をし、「予防接種予診票」「母子健康手帳」「保険証」を持参して、接種してください。予診票を使用することで費用は無料となります。接種対象の人で、お手元に予診票がない場合は発行しますので、保護者が母子健康手帳と印鑑を持参のうえ、健康づくり課窓口にお越しください。

※転出間際の予防接種を予定されている人は、健康づくり課までお問い合わせください

高齢者肺炎球菌予防接種

対象となる生年月日の人には4月に予診票と案内を送付しましたのでご確認ください

▼今年度の対象者（過去にこの予防接種を全額自費で接種したことがある人は助成対象外となります）

以下の生年月日の人が**初めて高齢者肺炎球菌の予防接種を受ける場合、**接種費用の一部助成を受けることができます。対象となるのは今年度のみの1回限りとなりますので、助成期間内にお受け下さい。

65歳	昭和27年4月2日～昭和28年4月1日
70歳	昭和22年4月2日～昭和23年4月1日
75歳	昭和17年4月2日～昭和18年4月1日
80歳	昭和12年4月2日～昭和13年4月1日

85歳	昭和　7年4月2日～昭和　8年4月1日
90歳	昭和　2年4月2日～昭和　3年4月1日
95歳	大正11年4月2日～大正12年4月1日
100歳	大正　6年4月2日～大正　7年4月1日

60～65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器疾患・ヒト免疫不全ウイルスによる疾患により身体障害者手帳1級を取得している人も、初めてこの予防接種を受ける場合には助成を受けることできます。予診票交付手続きが必要になりますので、健康づくり課までお問い合わせください。

▼助成期間

平成30年3月31日まで

▼助成金額

3,000円（接種費用から助成額を差し引いた額は自己負担となります）

ようこそ！ふれあい地区館へ

みなさんのご参加をお待ちしています！

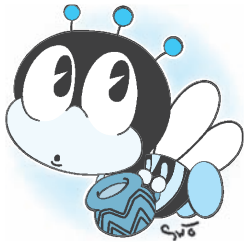

※各地区館事業の詳細は各ふれあい地区館事務局または生涯学習課にお問い合わせください

生涯学習課生涯学習係（中央公民館内）☎888-2526

阿見小学校区ふれあい地区館

7月:❸❺楽しく体を動かす健康体操❹夏休み創作教室①
8月:❹夏休み創作教室②
9月:❸❺料理教室❷❹園芸教室①
10月:❷❹園芸教室②
11月:❶イベントまつり❶ふれあいスポーツ交流会
❷体力測定❻秋季ソフトバレーボール大会
12月:❶ふれあいウォーキング
1月:❹料理教室①
2月:❶ふれあい演奏会❷閉級式❹料理教室②
3月:❸❺うどん打ち教室
※他に行政区への「お届け事業」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当　吉田　隆義

阿見小学校区の皆さまと「ふれあい地区館」活動を通じて、地域交流・世代間交流を図れるよう、地域の皆さまが気軽に、楽しく参加できる「ふれあい地区館」にしていきたいと思います。皆さまのご協力をお願いいたします。

●問い合わせ　中央公民館☎888-2526

実穀小学校区ふれあい地区館

7月:❺❻三世代交流輪投げ・卓球大会❹夏休み映画会
8月:❷グラウンドゴルフ大会
❷健康教室スクエアステップ
9月:❷移動学習
❸防犯教室
10月:❷❻体力測定
❺そば打ち教室
11月:❶ふれあい地区館まつり
❶ふれあいスポーツ交流会
12月:❸趣味の教室❹料理教室
2月:❷閉級式オーバルボール大会
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当　菅谷　和雄

実穀小学校区の皆さま、今年も明るく、楽しく、元気よくふれあい地区館事業を進めていきましょう。気軽に参加してください。お待ちしています。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　本郷ふれあいセンター☎830-5100

吉原小学校区ふれあい地区館

7月:❶救命講習会
❺❻近隣名所ハイキング（竜神峡）
8月:❷❹創作教室
10月:❶吉原ふれあい広場
11月:❶ふれあいスポーツ交流会
12月:❶防犯教室
❸創作教室
1月:❶第２回健康教室
❹映画鑑賞会ほか
2月:❶第３回健康教室
3月:❷閉級式
通年:❷神社清掃、学校支援、シルバーリハビリ体操
※他に行政区への「お届け事業」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当　関川　敏明

地域の皆さまのふれあいと交流の場である「ふれあい地区館」の活動を通して、「人が輝き　まちが活きる　学びのまちを目指して」努力して参りたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　中央公民館☎888-2526

本郷小学校区ふれあい地区館

7月:❷自分でできるカラダケア
❹夏休み映画会
9月:❶三世代交流会
10月:❷移動学習
11月:❶ふれあい地区館まつり
❶ふれあいスポーツ交流会
12月:❹冬休み映画会
❺韓国料理教室
1月:❷新春映画会
2月:❷閉級式・輪投げ大会
通年:❷グラウンドゴルフ交流会
※他に行政区への「お届け事業」や各部会の移動学習も計画しています

事務局担当　永野　泉

地域の皆さんファーストです。企画・運営など当活動を通してそれぞれの出会いを大切に、皆さんがますます輝いていただけることを願っています。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　本郷ふれあいセンター☎830-5100

■ふれあい地区館事業とは？

ふれあい地区館事業は、平成２年４月に『生涯学習の町ＡＭＩ』を目指してスタートし、今年度で28年目を迎えました。「いつでも」「どこでも」「だれでも」を合い言葉に各行政区の集会施設等に出向き、地域の要望に沿った事業を展開する**“届ける生涯学習”**を中心に、町民ひとりひとりが身近で気軽に学習できるようにすることを、ねらいとしています。

■ふれあい地区館の各部会

❶運営委員会❷高齢者部会･シニア部会･みどりクラブ･オレンジクラブ❸女性部会❹青少年育成部会❺成人部会❻体育部会❼文化学習部会❽ふれあい交流部会❾スポーツいきいき部会

■ふれあいスポーツ交流会11月26日(日)【ふれあい地区館全体の合同事業】

町民体育館を会場にソフトバレーボールと輪投げの２競技で８地区館の交流戦を行います。

君原小学校区ふれあい地区館

７月:❷移動教室
８月:❼料理教室（フィリピン料理）
❽流しソーメン大会❽おもしろ理科先生
10月:❾輪投げ大会
11月:❶ふれあい地区館まつり❶芸術作品展
❾ふれあいスポーツ交流会
12月:❷❽三世代交流会
２月:❼写経教室
３月:❷閉級式･お楽しみ会
通年（毎週水曜日）:❷グラウンドゴルフ
（毎週火曜日）:❾親子バドミントン
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当　櫻井　久夫

豊かな自然環境に育まれる君原地区は、地域の絆も強く、人情味あふれる土地柄であり、その特性を活かした地区館活動を皆さまと共に進めることができたら幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　君原公民館☎889-1363

舟島小学校区ふれあい地区館

７月:❷❹三世代交流会❸健康体操❹映画会
８月:❹映画会
９月:❸趣味講座❶給食センター等見学❺❻成人体育部講座
10月:❷グラウンドゴルフ会･映画会
❺❻ソフトバレーボール･輪投げ大会
11月:❶ふれあい地区館まつり
❺❻ふれあいスポーツ交流会
12月:❸料理教室❹おもしろ理科教室
１月:❷新年交流会
通年:❷（毎月第２･４火曜日）シルバーリハビリ体操
※他に各部会の移動学習なども計画しています

事務局担当　中島　宏

地域の皆さま･ふれあい地区館事業を推進する委員の皆さまの協力で、地区館の行事をより活発な活動になることを目指していきたいと考えています。多くの方々の参加をお待ちしています。どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　舟島ふれあいセンター☎840-2761

第一小学校区ふれあい地区館

６月:❻ソフトバレーボール大会
７月:❺ショートテニス講習会
８月:❹夏休み映画会
９月:❷議会傍聴
10月:❶ふれあい地区館まつり･輪投げ大会
11月:❷かくし芸大会
❶ふれあいスポーツ交流会
12月:❸押し絵教室
❹子ども料理教室
１月:❺❻健康づくりハイキング
１月:❹子ども映画会
３月:❷❸閉級式
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当　木村　茂

地区の要望に沿った事業「お届け学習」を中心に、地域の皆さまに楽しんで参加していただけるようなふれあい地区館活動にしていきたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　かすみ公民館☎888-8111

第二小学校区ふれあい地区館

６月:❸移動教室❺❻体力測定
７月:❸健康体操❺移動学習
７月:❷健康教室❹移動学習
９月:❷移動学習
10月:❶ふれあいイベントまつり
11月:❶ふれあいスポーツ交流会❸ちぎり絵❹親子映画会
12月:❺しめ縄づくり
１月:❷お楽しみ会❻移動学習
２月:❸味噌づくり教室❷閉級式
３月:❹親子バドミントン大会
通年:❹バドミントン教室
※他に行政区への「お届け事業」も計画しています

事務局担当　福士　幸子

第二小学校区の皆さまとの「ふれあい」を通して、地域のニーズに沿った「お届け学習」を企画･実行し、ふれあい地区館活動を充実させていきたいと思います。
どうぞよろしくお願いいたします。

●問い合わせ　かすみ公民館☎888-8111

まい･あみ･まつり 2017 実行委員会からのお知らせ

実行委員会事務局☎888－1111（303）

ステージでの催し

8月5日（土）

ジュニアフェス　子どもたちが、歌や踊りなど多彩な芸を披露します。個性あふれる子どもたちの演技をお楽しみください。

常陸陣太鼓　陸上自衛隊武器学校の有志が結成した『常陸陣太鼓』。迫力ある太鼓の音と鮮やかなバチさばきをお楽しみください！

アミューズフェス　町内の達人たちがとっておきの芸を披露します。さまざまな芸を存分にお楽しみください。

8月6日（日）

まい･あみ･アンバサダーオーディション2017　18歳以上の阿見町大好き人間が集まります。今年は3人をアンバサダー（大使）に選出します。

JA協賛 地域振興ショー　従来のキャンペーンガールの枠を超えた、JA初のアーティスト『nozomiガールNEed』。軽快なボーカル＆ダンスユニットをお楽しみください。

まいあみ歌バトル　老若男女が参加する『のど自慢』です。参加者の歌声に酔いしれてください！

芸能ショー　大変だ！あの有名人が『まい･あみ･まつり』に登場？　皆さん、こうご期待！！

ストリートでの催し

8月5日（土）

オープニング　町吹奏楽団による生演奏をお聞きください。

わいわいパレード　子どもたちとアミゴンによる可愛らしいパレード。アミゴンJr『ピース＆さくら』も登場します。また、今年も大道芸『あしながおじさん』がパレードします。※子どもたちにはお土産つき。飛び入り参加も大歓迎！

大人神輿巡行　はんてん姿の老若男女が町内自慢の神輿を担ぎ上げ、山車を引き、威勢のよい掛け声を響かせます。

8月6日（日）

エイサー　沖縄の伝統芸能のひとつで、大太鼓･締め太鼓を中心とした『太鼓エイサー』。衣装も見所のひとつですのでお楽しみに！！

よさこいソーラン　町内各団体の踊り子が鮮やかで息のあった舞を披露します。ご期待ください！

盆踊り　町内の団体･企業からなる踊り手が練習の成果を披露します。曲はおなじみの『阿見音頭』と『新阿見音頭』の2曲です。

※各催しの時間や内容などの詳細は、後日配布されるプログラムにてご確認ください

ボランティア募集のお知らせ

▼日時：8月4日（金）～8月7日（月）　※時間は応相談、一部でも可

▼内容：会場の準備･進行の手伝い･片づけなど

▼申込方法：7月14日（金）までに、電話または直接上記に申し込む

クリーン3か条にご協力を！

まい･あみ･まつりクリーン3か条にご協力をお願いします。

1. ごみの持ち帰りに協力します
2. ごみを指定の場所以外には捨てません
3. ごみを見つけたら指定の場所に捨てます

熱中症にご注意を！　～熱中症は適切な対策をすれば予防できます～

熱中症の予防法

❶体調を整える！　特に睡眠不足や風邪ぎみなど、体調の悪い時は炎天下での長時間の活動は控え、無理をしないで早めに休憩をしましょう。

❷こまめに水分･塩分補給する！　夏場は汗と一緒に塩分も失われます。体温調整が十分でない、子ども･高齢者･障害者の人は、ご注意ください。

❸服装に注意する！　通気性の良い服を着て、外出時にはきちんと帽子をかぶりましょう。

予科練平和記念館　☎891－3344　開館時間：月曜日を除く午前９時～午後５時

収蔵資料展『予科練の思い出』開催

今年３月まで開催していた収蔵資料展「旗と手紙」に続いて、第３回目の収蔵資料展を開催します。ご寄贈いただいた資料の中から未公開の資料を展示します。当時の姿を記録したものをご覧いただき、今と違う時代の姿をご見学いただける展示です。

▼**期　日**：8月20日(日)まで
※月曜日休館。月曜日が祝日の場合は翌火曜日が休館
▼**時　間**：午前９時～午後５時（入館は４時30分まで）
▼**場　所**：予科練平和記念館20世紀ホール
▼**観覧料**：常設展チケットでご覧いただけます

▲大正14年の霞空水上班（現在の武器学校上空）

なつやすみミニイベント『予科練こども会』の開催

小学生や未就学児童を対象にしたイベントを開催します。参加無料ですので、お気軽に遊びに来てください。ついでに予科練平和記念館で勉強をしてみませんか。

▼**日時**：7月22日(土)　午前10時～午後３時
▼**場所**：予科練平和記念館内ラウンジ・エントランス前
▼**内容**：【バルーンアート・的当て・パチンコ】常時開催
【腹話術・マジック】❶午前11時～11時45分❷午後２時～２時45分に開催（予定）
▼**参加料**：無料
▼**その他**：事前申込不要。当日直接お越しください

▲おもちゃの病院の様子

●『おもちゃの病院』を同日開催します

壊れたおもちゃをご持参いただければ『おもちゃドクター』が直します。おもちゃの診察は原則無料ですが、部品代・材料代等の実費をいただく場合があります。修理できるおもちゃの種類など、詳しくは予科練平和記念館にお問い合わせください。

▼**受付時間**：午前10時～正午・午後１時～３時
▼**場所**：予科練平和記念館ラウンジ
▼**その他**：事前申込不要。当日直接お越しください

〈広告欄〉

まちのできごと

『本郷オレンジカフェ』開所

4月27日、本郷ふれあいセンターにて、『本郷オレンジカフェ』の開所式が開催されました。オレンジカフェは、ボランティア団体「オレンジの会」により、認知症の人やその家族を含む地域の皆さんの交流・情報交換等の場として運営され、福祉センターまほろばに開所された『まほろばオレンジカフェ』に続いて町内では2か所目の開所となりました。

自衛官募集相談員委嘱状交付

5月11日、自衛官募集相談員委嘱状交付式が行われました。山本登さん(写真左から2人目)・沼尻昇さん(写真中央)・藤田香寿さん(写真左から4人目)の3人の相談員は、自衛隊茨城地方協力本部とともに自衛官募集の環境づくり・情報提供等を行います。日本の平和を守り、世界に貢献する自衛隊の役割は大変重要です。相談員活動へのご理解・ご協力をお願いします。

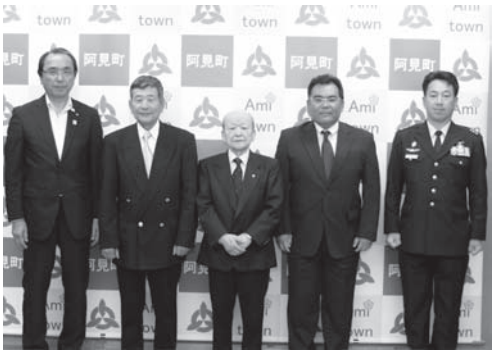

インフォメーション

音楽で元気にするまちづくり事業

イベント 『舟島歌声ひろば』開催

ギター伴奏と一緒に、懐かしの愛唱ソングを皆さんとともに楽しく、元気に歌いましょう。

▼期日　7月30日(日)
▼時間　午後1時30分から(開場:1時)
▼場所　舟島ふれあいセンター
▼出演団体　▼橋本実歌声リーダー▼藤本亮平(マリンバ・パーカッション奏者)
▼入場料　無料
▼その他　事前申込不要(当日直接ご来場ください)

■舟島ふれあいセンター ☎840-2761

募集 畑の土ぼこり対策のため麦の種子を無料配布します

毎年、春先になると強風によって畑からの土ぼこりがあがり通行人や近隣の住宅を悩ませています。

町農業委員会では、風による畑の侵食と土ぼこり発生を抑制することを目的に、麦の種子を毎年一回(10月ごろ)無料配布していますので、ぜひご利用ください。ご希望の人は、左記までご連絡ください。

■町農業委員会事務局 ☎888-1111(186)

お知らせ 町シルバー人材センターから

●入会説明会開催
▼期日　7月4日(火)
▼時間　午前10時～正午
▼場所　町シルバー人材センター(総合保健福祉会館『さわやかセンター』別館)
▼対象　当センターの趣旨に賛同する、健康で働く意欲のある町内在住の60歳以上の人(入会承認制)

●『ご自宅のミニ営繕』引き受けます
軽易な大工仕事、ふすま・網戸の張り替え、庭木のせん定など

■(公社)町シルバー人材センター ☎888-2036

お知らせ 陸上自衛隊霞ヶ浦飛行場『夜間飛行訓練』

ヘリコプター3・4機による標記訓練を行います。

▼日時　7月11日(火)～13日(木)、18日(火)～20日(木)、日没から約3時間以内(各機2時間基準)

■陸上自衛隊航空学校霞ヶ浦校総務課 ☎842-1211(3411)

〈広告欄〉

夢失勿生人 ～人生夢失うことなかれ～
<オープンスクール> 7月29日(土) 7月30日(日)
8:30AMより本校にて 8月 5日(土) 8月25日(金)
※8月25日は部活動体験会 8:30AM～
霞ヶ浦高等学校
〒300－0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-887-0013 FAX. 029-887-9380
URL. http://www.kasumi.ed.jp

輝く笑顔は充実の証
<オープンスクール> 9:00AMより本校にて
6月17日(土)・7月15日(土)・8月19日(土)
※本校ホームページ・電話・FAXよりお申し込み下さい。
霞ヶ浦高等学校附属中学校
〒300－0301 茨城県稲敷郡阿見町青宿50番地
TEL. 029-888-8208 FAX. 029-888-8016
URL. http://www.kasumi.ed.jp/junior/

町選挙管理委員会から

募集 県知事選挙「投票立会人❶❷」「臨時職員❸❹」募集

町では8月27日(日)に予定されている県知事選挙の『投票立会人』および『臨時職員』を左記のとおり募集します。

▼**期日** ❶8月11日(金)～26日(土)までのうち希望する日 ❷8月27日(日)

▼**時間** ❶午前8時30分～午後8時 ❷午前7時～午後8時

▼**勤務場所** ❶役場1階ロビー ❷ご自分が投票される投票所

▼**募集人数** ❶32人(各日2人) ❷34人(各投票所2人)

▼**報酬** ❶日額9500円 ❷日額10700円

●**内容** 投票手続き全般が適正に行われているかの立ち会い

●**応募条件** 町の選挙人名簿に登録されている人

●**応募方法** 7月28日(金)までに直接左記に申し込む(定員を超えた場合は抽選) ※土・日・祝日を除く

❸臨時職員(期日前投票事務) ❹臨時職員(当日等投票事務)

▼**期日** ❸8月11日(金)～26日(土) ❹8月26日(土)・27日(日)

▼**時間** ❸午前8時30分～午後5時15分(休憩1時間) ❹投票日前日：午前8時30分から(2時間程度)、投票日：午前6時30分～午後8時30分(休憩1時間)

▼**勤務場所** ❸役場 ❹町内各投票所のうち町選挙管理委員会が指定する場所

▼**勤務内容** ❸投票事務の補助 ❹投票事務の補助、投票所の設営準備・片付け

▼**募集人数** ❸2人 ❹17人

▼**賃金** ❸❹時給830円(交通費別途支給)

▼**応募条件** ❸▼健康で通勤可能な人▼18歳以上の人(高校生を除く) ❹▼選挙の重要性を認識し、選挙人へ疑念を抱かせることのないよう、身なり・言動に責任の持てる人▼町内に在住・通学・通勤する18歳以上の人(高校生を除く)▼長時間の勤務に耐えられる健康な人▼投票日の勤務が早朝からのため、路線バス以外で通勤手段を確保できる人▼役場で行う1時間程度の事前説明会に必ず参加できる人

●**応募方法** 7月28日(金)までに履歴書(3か月以内撮影の写真貼付)を左記に郵送または直接申し込む ※土・日・祝日を除く

●**選考方法** 書類選考・面接

■町選挙管理委員会(総務課内) ☎888-1111(214・215)

稲敷地域広域路線バスを平成29年2月から実証運行しています

県と稲敷地域5市町村(龍ケ崎市・牛久市・稲敷市・阿見町・美浦村)では、地域にお住まいの皆さんが、市町村のエリアを越えて通勤・通学・通院・買物などをする際に、マイカーなどを利用しなくても目的地に安心して移動できる広域路線バスの実証運行をしています。これは、地方創生の取り組みの一環として国の地方創生推進交付金を活用して実施しているものです。

運行ルートは、美浦村～竜ヶ崎駅を結ぶ**❶美浦－龍ケ崎線**および稲敷市～ひたち野うしく駅を結ぶ**❷稲敷－牛久線** **❸稲敷－阿見線**の計3ルートで、それぞれ、あみプレミアム・アウトレットや牛久市奥野生涯学習センターで、乗り継ぎができるようになっています。なお、実証運行のため運行ルートが変更になることがあります。

運行ルートの詳細・運行ダイヤ・バス運行に関するお問い合わせ:関東鉄道(株)土浦営業所☎822-5345

この記事に関するお問い合わせ:都市計画課☎888-1111(232)

ルート	主な経由地
❶美浦－龍ケ崎線(美浦村～龍ヶ崎市)	光と風の丘公園～君島十字路-江戸道-飯倉～あみプレミアム・アウトレット～牛久市奥野生涯学習センター～龍ケ崎済生会病院～竜ヶ崎第一高校～竜ヶ崎駅
❷稲敷－牛久線(稲敷市～牛久市)	江戸崎～稲敷バスターミナル～稲敷市役所～牛久市奥野生涯学習センター～ひたち野うしく駅
❸稲敷－阿見線(稲敷市～牛久市)	江戸崎～稲敷市役所～飯倉～あみプレミアム・アウトレット-吉原-上長-実穀-寺子-荒川本郷-本郷～ひたち野うしく駅

〈広告欄〉

インフォメーション

イベント

『町男女共同参画社会推進講演会』開催

▼**期日** 7月9日(日)
▼**時間** 午後1時～3時(開場：0時30分)
▼**場所** 本郷ふれあいセンター
▼**内容** ▼**オープニングアトラクション**：「いきいき茨城ゆめ国体ダンス(**出演**：いばラッキーと天翔如人の皆さん)」▼**講演**：「仕事も育児も人生も、笑って楽しむパパになろう！(**講師**：安藤哲也氏)」
▼**定員** 300人 ※託児サービスあり
▼**参加料** 無料
▼**申込方法** 申込不要 ※託児サービスを利用する場合、電話またはファクシミリで左記に申し込む

■町民活動推進課男女共同参画室☎888-1111(271)■887-9560

募集

県立盲学校地域巡回教育相談会の実施(無料)

視覚に障害のある人の見えにくさを補うための補助具(レンズや拡大読書器など)の展示相談会を開催します。

子どもや保護者だけではなく、関係機関からも参加することができます。入学には関わらない相談会ですので、お気軽にご参加ください。

▼**期日** 7月24日(月)
▼**時間** 午前11時～午後3時
▼**場所** 土浦市社会福祉協議会会議室ウララ2ビル4階(土浦市大和町)
▼**申込方法** 電話・メールのいずれかで左記に申し込む

■県立盲学校視覚障害教育支援センター☎029-221-3388■shien@ibaraki-sb.ed.jp

お知らせ

食品取扱者の保菌検査(検便)の実施

茨城県食品衛生法施行条例第2条「管理運営基準」ならびに茨城県食品衛生条例第3条「衛生基準」に基づき、食品取扱者は保菌検査(検便)を実施してください。

▼**期日** 7月12日(水)
▼**時間** 午前9時30分～11時
▼**場所** 町商工会
▼**対象** 町内の食品・調理・販売等の取り扱い従事者(パート・アルバイトを含む)
▼**持参品** ▼検体(便)▼腸内病原細菌検査申込書▼食品衛生責任者管理記録簿▼検査手数料1検体につき800円(検査項目：赤痢・サルモネラ・O-157)
▼**容器配布等** ▼衛生協会会員には各支部・各地区の食品衛生推進員を通じて配布予定▼大型施設等は、事前に土浦保健所まで取りに来てください▼町商工会・県総合健診協会県南センター(土浦市手野町)にも備え付けてあります
▼**その他** 都合が合わない場合は、毎週水曜日(午前9時～午前11時)土浦保健所内食品衛生協会で受付可(事前に必ずお問い合わせください)

■▼土浦保健所衛生課☎821-5364▼土浦食品衛生協会☎822-4127

募集

『戦没者遺骨収集帰還事業』協力者募集

(財)県遺族連合会は、(財)日本戦没者遺骨収集推進協会が行う戦没者遺骨収集帰還事業への派遣協力を行っています。

現在、現地での遺骨収容作業等に従事いただける人を募集しています。日程や参加資格等の詳細は左記にお問い合わせください。

▼**行き先** ▼硫黄島▼トラック諸島▼マリアナ諸島▼東部ニューギニアなど

■(財)県遺族連合会☎029-221-4002

死亡事故多発に伴う交通安全対策の強化

6月8日、牛久警察署において『死亡事故多発に伴う緊急対策会議』が開催されました。本会議は平成29年中に、町内・牛久市で合計4件の交通死亡事故が発生したことにより開催され、牛久警察署・牛久地区交通安全協会・町シルバークラブ連合会・町役場等の各関係団体が交通事故防止対策等について協議しました。

今後、各団体が協力して夜間・夕暮れ時の高齢者・歩行者の交通安全対策を強化するための臨時の交通安全街頭キャンペーンを実施していきます。

皆さんのご理解とご協力をお願いします。

昨年度実施された街頭キャンペーン

■交通防災課☎888-1111(276)

〈広告欄〉

想いの数だけ「ありがとう」がある。
サラダ館 のお中元

全国宅配無料
送料無料価格は、品質内容を十分吟味したシャディが自信を持ってオススメする価格です。

最大30%OFF!
メーカー・シャディ希望小売価格より

※カタログご希望の方、ご一報下さい。お届けいたします。

家具の店 樹理(じゅり)
稲敷郡阿見町若栗1766-3
(サラダ館阿見中央店併設)
TEL 029-840-2438
FAX 029-887-3422
■営業時間：AM10:00～PM6:00
■定 休 日：水曜日

募集 町不妊治療助成事業をご存じですか？

町では、特定不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減するため治療費の一部を助成します。詳細は左記にお問い合わせください。

▼**内容** 体外受精・顕微授精の治療費が県不妊治療費助成事業の補助金額を超えるものに、町からも治療費の一部を助成
▼**対象** 次のすべての要件に該当する人❶県不妊治療助成事業（県が実施する事業です。詳細はお問い合わせください
▼**申請窓口**：土浦保健所健康増進課☎821-5398）の補助金交付決定を受けている❷法律上婚姻をしている夫婦で、夫および妻のいずれもが特定不妊治療終了日および申請日時点において町内に1年以上住所を有する❸夫および妻のいずれもが町税を滞納していない
▼**助成額** 治療区分に応じて助成額が異なります
▼**助成回数** ▼**初回40歳未満**：通算6回（43歳になるまで）▼**初回40歳～43歳未満**：通算3回（43歳になるまで）
▼**申込方法** 県不妊治療助成事業の補助金交付決定後左記に申し込む

■健康づくり課（総合保健福祉会館内）☎888-2940

募集 『伝統文化親子教室』開催

❶**伝統文化いけばな子供教室**
▼**期日** ❶❷7月～12月の土曜日（全7回）※日程の詳細は左記にお問い合わせください
▼**時間** 午前10時～正午
▼**場所** ❶本郷ふれあいセンター❷舟島ふれあいセンター
▼**講師** 橋本芙佐圃氏（小原流土浦支部）
▼**定員** ❶❷各40人
▼**参加料** ❶❷5600円（花材費7回分）
▼**持参品** ▼花ばさみ▼花包▼鉛筆▼ぞうきん▼ごみ袋
▼**その他** ▼教室終了後2会場合同の作品発表会を開催予定▽**開催日**：平成30年1月20日（土）・21日（日）▽**参加料**：1300円

❷**日本舞踊親子教室**
▼**期日** 7月～10月の土曜日（全8回）※日程の詳細は左記にお問い合わせください
▼**時間** 午後2時～4時
▼**場所** 本郷ふれあいセンター
▼**講師** 川村美智子氏（美作流師範）
▼**参加料** 無料
●**対象** 小中学生
●**申込方法** 左記に電話で申し込む

■❶小原流土浦支部橋本☎840-4701❷日本舞踊サークル花あわせ川村☎840-3284▼**親子教室に関する問い合わせ**：伝統文化親子教室事務局（中央公民館内）☎888-2526

募集 裁判所職員一般職試験（高卒者区分）

▼**受付期間** ▼**郵送**：7月11日（火）～14日（金）※消印有効▼**インターネット**：7月11日（火）午前10時～20日（木）
▼**試験期日** ▼**1次**：9月10日（日）▼**2次**：10月13日（金）～26日（木）
▼**申込方法** 受験案内は全国の裁判所で配布。詳細はホームページをご覧ください

■水戸地方裁判所総務課人事第一係☎029-224-8421
http://www.courts.go.jp/saiyo/index2.html

募集 『県警察官採用試験』受験者募集

▼**期日** 9月17日（日）
▼**受験資格** ▼**男女警察官A**：昭和59年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人もしくは平成30年3月31日までに卒業見込みの人、または人事委員会がこれと同等と認める人▼**男女警察官B**：昭和59年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた人で、警察官Aの受験資格に該当しない人▼詳細は左記にお問い合わせください
▼**募集期間** 7月3日（火）～8月29日（火）※インターネット受付締切は8月28日（月）午後5時まで
▼**採用予定日** 平成30年4月1日

■県警察本部警務部警務課採用係〒310-8550水戸市笠原町978-6☎029-301-0110
http://www.pref.ibaraki.jp/kenkei/saiyo/ibarakipc_site/index.html

イベント 『第2回元気いばらき就職面接会』開催

学生を除く若者や求職中の人を対象に、合同就職面接会を開催します。約30社の企業の人事担当者と直接お会いできるチャンスです。ぜひご参加ください。
▼**期日** 7月12日（水）
▼**時間** 午後1時30分～3時30分（受付：1時から）
▼**場所** 県水戸合同庁舎2階大会議室（水戸市棚町）
▼**対象** 学生を除く若年者や離職中の求職者
▼**その他** ▼申込不要・参加料無料▼履歴書を複数お持ちください

■県労働政策課いばらき就職・生活総合支援センター☎029-233-1576

〈広告欄〉

広報あみに広告を掲載しませんか？

広告募集中

町ホームページへのバナー広告もあわせて募集中
問い合わせ　商工観光課☎888-1111（172）

お気軽にご相談ください！！
相続、抵当権抹消、贈与（不動産の登記名義変更）
＊全国の不動産に対応・遺言書・相続放棄・成年後見

茨城県稲敷郡阿見町中央一丁目4番8号
神林ビル202号室　あみ司法書士事務所
（簡裁訴訟等代理関係業務認定）司法書士　塙一樹
TEL　029－804－0382
E-mail:ami-shihousyoshi@jcom.zaq.ne.jp
（平日　午前9：00～午後6：00）
・上記以外の時間帯や、土日祝日でも対応致します。
・面談は、事前のご予約が必要です。

●防災行政無線フリーダイヤル●

防災行政無線で放送された内容は、下記のフリーダイヤルの電話でも確認することができます。（通話料は無料です）

0120-131-813

●あみメール登録お願いします●

▲QRコード

スマートフォン・携帯電話で **t-ami@sg-m.jp** 宛てに空メールを送信するか、または左記QRコードを読み取り、専用サイトにアクセスして登録してください。

●定例相談●

行政相談
日　　時　7月6日(木)　午前10時～午後3時
場　　所　役場3階302会議室
問い合わせ　総務課☎888-1111(215)

子育て相談
電話・来所相談　月～金曜日　午前9時～午後4時
場　　所　中郷保育所内
訪問相談　随時受付
問い合わせ　地域子育て支援センター☎891-2772

教育相談
日　　時　火～金曜日　午前9時～午後3時
場　　所　図書館となり
問い合わせ　教育相談センター☎888-1225

心配ごと相談
日　　時　水曜日　午後1時～4時
弁護士相談　月1回午後1時～3時30分
※毎週水曜日の心配ごと相談にて要予約
場　　所　総合保健福祉会館相談室
問い合わせ　町社会福祉協議会☎887-0084

高齢者総合相談
日　　時　月～金曜日　午前8時30分～午後5時30分
場　　所　町社会福祉協議会内
問い合わせ　町地域包括支援センター☎887-8124

消費者相談
日　　時　月～金曜日　午前9時～正午、午後1時～4時
場　　所　役場1階町消費生活センター
問い合わせ　町消費生活センター☎888-1871

交通事故相談
日　　時　月～金曜日、午前9時～正午、午後1時～4時45分
弁護士相談　水曜日　午後1時～4時　※要予約
場　　所　県土浦合同庁舎
問い合わせ　県南地方交通事故相談所☎823-1123

役場開庁時間（土・日・祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時15分
※日曜開庁あり（『広報あみ』お知らせ版参照）

●公共機関電話番号●

うずら出張所 ☎841-1167	本郷ふれあいセンター ☎830-5100
健康づくり課 ☎888-2940	舟島ふれあいセンター ☎840-2761
福祉センターまほろば ☎887-3969	図書館 ☎887-6331
地域子育て支援センター ☎891-2772	予科練平和記念館 ☎891-3344
阿見消防署 ☎887-0119	総合運動公園 ☎889-2788
火災情報案内 ☎0297-64-0119	教育相談センター ☎888-1225
上下水道課 ☎889-5151	町民活動センター ☎888-2051
霞クリーンセンター ☎889-0091	町男女共同参画センター ☎896-3181
中央公民館 ☎888-2526	消費生活センター ☎888-1871
君原公民館 ☎889-1363	町民ダイヤル（休日当番医・定例相談等のテレホンサービス）☎887-6600
かすみ公民館 ☎888-8111	

●人口と世帯●

●**総人口**　47,407人　（－10）　▽6月1日現在
●**男　性**　23,449人　（－12）　▽常住人口ベース
●**女　性**　23,958人　（＋2）　▽（　）内は前月比
●**世帯数**　19,150世帯　（＋3）　▽情報広報課調べ

7月の納税等	8月の納税等
固定資産税（2期）	町・県民税（2期）
国民健康保険税（1期）	国民健康保険税（2期）
後期高齢者医療保険料（1期）	後期高齢者医療保険料（2期）
	介護保険料（3期）
納期限7月31日(月)	**納期限8月31日(木)**

※納期限後に納付される場合、納付までの日数により延滞金がかかります

救急車出動状況　5月（年累計）

阿見消防署管内調べ
出場件数　167件（851）

※救急車の適正な利用をお願いします

急　病	100件（559）
交通事故	21件（85）
一般負傷	21件（107）
その他	25件（100）
合　計	167件（851）

『広報あみ』は、毎月第2・4（12月は第3）金曜日発行です。
下記公共施設等にも備えてありますので、ご利用ください。

▼**公共施設**：役場1階正面玄関・ロビー、役場2階情報広報課、うずら出張所、総合保健福祉会館『さわやかセンター』、中央・かすみ・君原の各公民館、本郷・舟島の各ふれあいセンター、予科練平和記念館、町民活動センター

▼**その他の施設**：阿見・中央一・阿見原・青宿・実穀・君原の各郵便局、常陽銀行阿見・荒川沖東の各支店、筑波銀行阿見・荒川本郷の各支店、水戸信用金庫阿見支店、茨城県信用組合阿見支店